

大隅半島を周遊する団体旅行を支援します

新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅に減少した観光客の誘客対策として、大隅4市5町(※)を旅行で訪れ、宿泊等を行う団体に対し、予算の範囲内において大隅半島団体旅行誘致促進事業補助金を交付します。

※大隅4市5町:鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町

助成対象者

- 旅行業法に基づく登録業者
- 学校教育法第1条に規定する学校

助成内容

対象事業は、旅行業者等が行う企画旅行、手配旅行又は、学校等が行う教育旅行とし、以下の要件を満たすこと

要件

要件1	大隅4市5町内で宿泊し、かつ宿泊市町以外の1市町以上の飲食店、観光施設、体験メニューを組み込んだ旅行であること
要件2	大隅4市5町内の2市町以上の飲食店、観光施設、体験メニューを組み込んだ旅行であること

支給額

下記の支給対象経費の合計額の1/2の額(1,000円未満切り捨て)

- 宿泊費、食事、施設利用料金、体験料金 ※大隅4市5町内施設に限る

支給上限額

参加者の所在地 参加者数	域外		域内	
	要件1	要件2	要件1	要件2
～50名	50,000円	25,000円	30,000円	15,000円
51～100名	100,000円	50,000円	60,000円	30,000円
101～150名	150,000円	75,000円	90,000円	45,000円
150名以上	200,000円	100,000円	120,000円	60,000円

域外:居住地が大隅4市5町内の参加者が2分の1未満である。

域内:居住地が大隅4市5町内の参加者が2分の1以上である。

※ 学校については、学校の所在地が大隅4市5町内にあるなしで判断します。

申請期間

令和3年6月1日(火)～令和4年2月28日(月)

※予算の上限に達し次第、終了します。

申請方法

旅行の催行前後に、次の書類を窓口へ持参、または郵送で提出してください。

催行前

※原則、催行14日前までに提出してください。

- ① 申請書(第1号様式)
- ② 旅行の行程表(任意様式)
- ③ 収支予算書(第2号様式)
- ④ 参加者名簿(住所まで記載されたもの)

催行後

- ① 実績報告書(第4号様式)
- ② 対象経費に係る領収書の写し
- ③ 収支精算書(第2号様式)

交付確定通知書受領後

- ① 請求書(第6号様式)
- ② 振込口座の写し

その他

申請を予定している事業者・学校は、事前にご連絡ください。

【問合せ・申請先】

〒893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町20-1

大隅広域観光開発推進会議事務局(鹿屋市ふるさとPR課内)

TEL : 0994-31-1121 FAX : 0994-40-8688

Mail : furusato-pr@city.kanoya.lg.jp